

# とちぎの子ども・子育て支援条例のあらまし

## ◇とちぎの子ども・子育て支援条例の制定（栃木県条例第39号）

子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

### 1 定義（第2条関係）

この条例における「子ども」、「保護者」、「子ども・子育て支援」及び「子ども・子育て支援機関等」の意義を定めることとしました。

### 2 基本理念（第3条関係）

子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこととしました。

- (1) 子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援を行うこと。
- (3) 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の相互の連携及び協力の下に社会全体で取り組むこと。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されるよう配慮すること。

### 3 県の責務及び県と市町村との協力

- (1) 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。（第4条関係）
- (2) 県及び市町村は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする事としました。（第5条関係）

### 4 保護者等の責務

- (1) 保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとする事としました。（第6条関係）
- (2) 子ども・子育て支援機関等は、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第7条関係）
- (3) 事業者は、当該事業所において雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第8条関係）
- (4) 県民は、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第9条関係）

### 5 基本計画（第10条関係）

知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画を定めるものとする事としました。

## 6 とちぎの子ども育成憲章（第11条関係）

知事は、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針として、とちぎの子ども育成憲章を定めるものとする事としました。

## 7 子ども・子育て支援に関する基本的施策

- (1) 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成（第12条関係）
- (2) 結婚の支援等（第13条関係）
- (3) 母子保健医療体制の充実等（第14条関係）
- (4) 地域における子育て等の支援（第15条関係）
- (5) 教育環境等の整備（第16条関係）
- (6) 生活環境の整備（第17条関係）
- (7) 職業生活と家庭生活との両立支援（第18条関係）
- (8) 困難を有する子ども等及び家庭への支援（第19条関係）
- (9) 家庭の日（第20条関係）
- (10) 財政上の措置（第21条関係）

## 8 施行期日等

- (1) この条例は、平成31（2019）年1月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- (3) 栃木県青少年健全育成条例について、所要の規定の整備をすることとしました。